

平成 26 年 6 月 27 日

(独) 農 研 機 構

(独) 農業生物資源研究所

(独) 国際農林水産業研究センター

**(独) 農研機構、(独) 農業生物資源研究所、(独) 国際農林水産業研究センター
における植物防疫法に基づく輸入時の検査を受けずに種子を輸入した事案について**

(独) 農研機構、(独) 農業生物資源研究所、(独) 国際農林水産業研究センターが研究用に海外から輸入した種子等において、植物防疫法に基づく輸入時の検査を受けずに種子を輸入した事案が認められたため、当該種子等の廃棄処分を行った。

1. 経緯

- 1) 平成 25 年 11 月 21 日付で農林水産省農林水産技術会議事務局総務課長より「海外から種子・種苗を郵便で輸入する際の植物検疫について」が各法人の理事長あてに通知された。
- 2) 上記の通知に基づき、各法人内で過去の種子・種苗の輸入実績を点検したところ、植物防疫法に違反する疑いのある事案があることが判明したため、平成 26 年 1 月 21 日までに農林水産省に報告した。この後、これら事案についての事実関係をさらに調査し、順次、農林水産省に報告した。
- 3) 同年 26 年 4 月から、各法人に対し農林水産省植物防疫所による調査が実施され、6 月 5 日までに植物防疫法第 8 条第 6 項に違反する事案があることが確認された。
- 4) 当該種子等については、農林水産省植物防疫所の指示により既に廃棄処分した。また、農林水産省植物防疫所の検査では、国内未発生 of 病害虫は確認されなかった。引き続き、農林水産省植物防疫所の指示により、研究実施場所の経過観察を行うこととしている。

2. 植物防疫法違反の内容

植物防疫法に基づく輸入時の検査を受けていない（植物防疫所による証印がない）郵便物が配達された場合、植物防疫所に届け出て検査を受ける必要がある（植物防疫法第 8 条第 6 項）が、輸入を行った研究担当者は植物防疫所に届け出ることを怠り、輸入時の検査を受けずに研究に供していた。

各法人の違反事案件数は、別紙のとおり。

3. 発生の原因等

- ・ 研究担当者が、受領した植物を包有している郵便物の中に輸出国で行われた検査に関する証明書が同封されていた等のため、植物検疫に必要な検査については、検査済み又は検査が不要と誤認していたこと。
- ・ 各独立行政法人は、研究担当者が行う種子・種苗の輸入やその手続について十分にチェックする体制になかったこと。

4. 再発防止について

- 1) 各法人において植物を扱う研究担当者やその役職員を対象として継続的に研修を実施することにより、植物防疫法の趣旨を徹底するとともに、研究用の種子・種苗の輸入について、チェック体制を確立する等により厳正化を図る。
- 2) 植物の輸出入を含む導入や移転、廃棄の手続きについて、総合的かつ統一的でわかりやすい管理ルールを本年中に構築し、その徹底を図る。

5. 関係者の処分等

6月27日までに、各法人における職員の懲戒等に関する規程等に基づき、担当研究職員30名（農研機構26名、生物研3名、JIRCAS1名）について矯正措置として訓告を行った。また、当該事案に係る管理監督責任者2名（農研機構）に対し矯正措置として口頭注意を行った。

別 紙

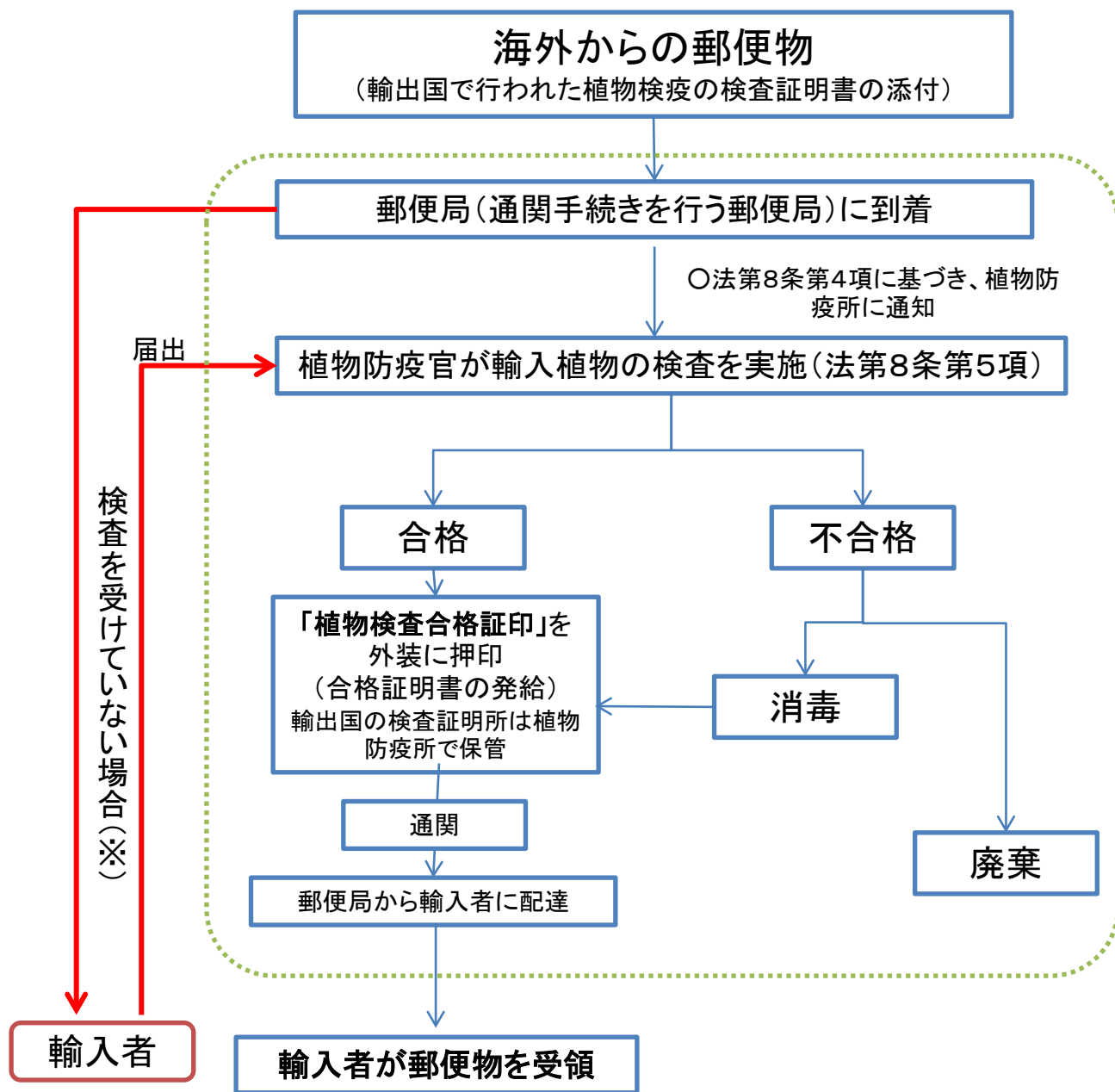
植物防疫法に基づく輸入時の検査を受けずに種子を輸入した事案

研究所	品 目	輸入国
中央農業総合研究センター (4件)	ハウレンソウ、大豆、水稲(玄米)、 大麦	オランダ、米国、フィリピン
作物研究所 (7件)	小麦、大麦、ツルマメ、大豆	メキシコ、米国、チェコ
野菜茶業研究所 (4件)	メロン、トマト	スペイン、フランス、イスラエル、 デンマーク
畜産草地研究所 (10件)	イタリアンライグラス	オランダ、ベルギー、ドイツ、ス イス、フランス、ニュージーラン ド
食品総合研究所 (1件)	水稲(玄米)	フィリピン
北海道農業研究センター (3件)	小麦、テンサイ	米国
東北農業研究センター (21件)	ハツカダイコン、トマト、大豆、 トウモロコシ、エンドウ、ライ麦、 ソラマメ、タマネギ、ナタネ、小 麦、大麦	チェコ、カナダ、米国、ドイツ、 ノルウェー、イギリス、フランス
近畿中国四国農業研究センター (7件)	大豆、小麦、大麦	米国、フランス、イギリス
九州沖縄農業研究センター (5件)	エンバク、小麦	米国、メキシコ

研究所	品 目	輸入国
農業生物資源研究所 (5件)	ソルガム、水稲(玄米)	インド、フィリピン

研究所	品 目	輸入国
国際農林水産業研究センター (1件)	小麦	メキシコ

郵便物として輸入される場合の植物防疫法に基づく輸入検査の流れ



※法第8条第6項に基づき、植物防疫所に届け出て、植物防疫官による検査を受けなければならない。

【植物防疫法 関係条文】

第8条

1～3 (略)

- 4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。
- 5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。
- 6 前項の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。